

平成30年6月27日

行田市長 様

<提案者>

所在地 行田市忍2丁目14番6号

団体名 NPO法人わわわ工房

代表者氏名 野本 翔平

電話番号 090-7814-9615

e-mail wawawa.info@gmail.com

行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書

行田市市民活動やる気応援助成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

- 1 助成事業の種類（いずれか該当するほうに○）

新たな取組応援事業 ・ スタート応援事業

- 2 事業の名称 バンブー七夕フェス2018

- 3 総事業費 金 112,200 円

- 4 助成対象額 金 112,200 円

- 5 添付書類

- (1) 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）又はスタート応援事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業詳細計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 会員名簿（様式第6号）
- (5) 団体の定款又はこれに準ずるもの
- (6) 活動実績一覧（様式第7号）
- (7) NPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類（スタート応援事業）
- (8) その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

新 た な 取 組 応 援 事 業 計 画 書

事 業 名	バンブー七夕フェス2018
助 成 分 野	☐ “ひとの元気” ☐ “地域の元気” ☒ “まちの元気”
実 施 期 間	平成30年7月中旬 ～ 平成30年8月31日
事業の目的（地域のニーズや課題等を明確にしたうえで具体的に記載してください） 【地域のニーズ・課題】 ・若い世代が行田にあまり関心がない ・こどもが安心して遊ぶことのできる場所が少ない ・休日にこどもと一緒に遊べる場所・イベント等が少なく、市外に行く方が多い 【事業の目的】 ・休日に家族みんなで出かけられるイベントを行田で開催する ・若い世代が行きたいと思うようなお洒落なイベントを開催し、行田に関心を持ってもらう	
事業の概要（詳細については、事業詳細計画書（様式第4号）に記載してください） 七夕にちなんだイベントを実施予定。 短冊書きなど、誰でも参加できる企画を複数用意し、小さな子供たちだけでなく、中高大学生や若い世代も興味を持てるようなお洒落なイベントにする。 また、古墳ジャンベ隊などの、地元の方々によるステージを用意し、より行田に興味を持ってもらえるような企画を盛り込む。	
事業実施により期待される効果（事業の成果、波及効果などを記載してください） ・行田でもお洒落なイベントが開催できることを感じてもらい、主体的にまちづくりに関わりたいと思う人が増える。 ・様々な団体・個人の方と連携してイベントを開催することで、横の繋がりができ、今後まちづくりに関して何かを実施する際に役立つような良い関係性を築くことができる。 ・出店者の中には行田市に店舗をもつ方も多いため、休日に行田市内の店舗に実際に足を運ぶなど、行田で過ごす方が増える。	

事業詳細計画書

個別事業名	事業の詳細・実施方法	実施期日	実施場所
① 短冊書き	大きな竹とたくさんの短冊を用意し、来場者に願い事を書いてもらい、吊るすイベント	H30. 8. 4 (荒天時は翌日に順延)	教育文化センター「みらい」駐車場
② 大竹立て	たくさんの短冊を吊るした大きな竹をみんなで引っ張り会場内に立てる。		
③ 流しそうめん	長い竹を活用し、流しそうめん大会を実施。		
④ 竹灯籠	会場内に約500個の竹灯籠を用意⇒点灯し、イルミネーションのようなお洒落な雰囲気をつくる。		
⑤ ステージ	古墳ジャンベ隊、埼玉純真短期大学の吹奏楽部、埼玉県舞踊協会(たびんす体操)など、各種ステージも実施。		
⑥ おりひめキッチン	行田市内にある店舗を中心に、飲食店に出店していただく		
⑦ ひこぼし商店街	行田市内のハンドメイド作家を中心に出店していただき、お洒落な雑貨を販売したり、ワークショップを企画していただいたりする。		

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
飲食出店料	14,000	2,000円/店×7店舗	
雑貨出店料	4,000	500円/店×8店舗	
そうめん売上	5,000	50円/人×100人	
補助金	56,100		
実行委員会負担	33,100		
合 計	112,200		

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	助成対象額
竹灯籠用備品 (ろうそく・チャッカマン等)	13,000	ろうそく500本×20円 チャッカマン10本×300円	13,000
紙・ペンなどの雑 貨(短冊用)	7,500	短冊用紙 300枚×10円 カラーペン12色セット×3 (1セット1,500円)	7,500
出演者用飲料代	5,000	100円×50人	5,000
会場装飾費・照明	10,000	電球20個×300円 延長ケーブル1,000円×4本	10,000
イベント保険	5,000	来場者数500名規模と予定	5,000
そうめん	10,500	めん1束40円×100人分 めんつゆ400円×5本 箸・器 2,000円 水を引くホース 2,500円	10,500
古墳ジャンベ隊出演料	5,000		5,000
ATLAS出演料	10,000	機材レンタル代+人件費	10,000
音響人件費	20,000	機器修理3,000円/氷16,000円/	20,000
かき氷原価	26,200	シロップ1.8L×3種類×2本ずつ4,200円/容器・スプーン3,000円	26,200
合 計	112,200		112,200

※ 提案事業の総事業費の収支を記載してください。

※ 支出の部〔助成対象額〕欄には、科目ごとの助成対象額を記載してください。

会 員 名 簿（団体名：NPO法人わわわ工房 バンブーセタフェス実行委員会 ）

役職名、氏名（フリガナ）、住所は必須です。（住所は地番、方書まで記入してください。）

No	役職等	氏 名	住 所	摘 要
1	実行委員長	ノモト ショウヘイ 野本 翔平	行田市栄町 [REDACTED] [REDACTED]	
2	実行委員	ノグチ トモコ 野口 智子	行田市大字南河原 [REDACTED]	
3	〃	ノモト アキノ 野本 綾野	行田市栄町 [REDACTED] [REDACTED]	
4	〃	ヨシオカ タカヒデ 吉岡 隆秀	行田市大字谷郷 [REDACTED]	
5	〃	フクシマ マサユキ 福島 正幸	行田市桜町 [REDACTED]	
6	〃	イリグチ サエコ 入口 早栄子	行田市大字小針 [REDACTED]	
7	〃	カナヤ ヒロヨ 金谷 浩代	行田市大字下須戸 [REDACTED]	
8	〃	フタムラ リョウ 二村 涼	行田市長野 [REDACTED] [REDACTED]	
9	〃	カネマツ ケンジ 兼松 賢次	行田市緑町 [REDACTED]	
10	〃	ニヒラ サトシ 仁平 悟史	行田市長野 [REDACTED]	

活動実績一覧

期 日 (時間)	内 容	場 所	備 考
H28. 1～3 月	「市民が勝手にまちおこしプロジェクト」 発足。3回のワークショップを通じて、メンバーと問題意識や解決策の話し合いを行う。		
H28. 4～	「ふるぎコレクション」実行委員会発足 「子育て中の母親」をターゲットに、若い女性が「住みやすい」と思ってもらえるまちに近づけるためのイベントを考案する。 ⇒こどもはファッションショーの出演することで楽しむことができ、その合間の時間に母親もネイルやヨガ等で楽しむ時間を作る		
H28. 9. 11	ふるぎコレクション開催 総勢 28 名の子供たちがショーに参加。 初めてのイベントだったため、スタッフの対応不足等、反省点は山積みであったが、安全にイベントを遂行することができた。	さきたま古墳公園内（さきたま広場）	
H28. 11～	第2回ふるぎコレクションに向けて、現役世代のママたちにお話を伺う。 (御協力いただいたのは、育児サークルほっぺの皆様) ⇒若いママ達が求めているのは、育児から少し離れて、リラックスする時間ではなく、子供と一緒に楽しむことができる時間であった。自分が楽しめなくても、子供が楽しんでいる姿を見れば、自分も楽しいというママたちが大多数であった。		
H29. 2～	第2回ふるぎコレクション開催に向けた会議を開始。昨年参加された方の意見も取り入れつつ、昨年のイベントに大幅な変更をする。(ターゲットは母親⇒こども)		
H29. 5 月	イベント名を、趣旨や内容に合わせて「ふるぎコレクション」から「ニューギョーダコレクション」に変更。		
H29. 9 月	ニューギョーダコレクション開催 子育て世代をターゲットに、子どもを中心として家族みんなが楽しめるイベントを開催。来場者数 約 1,000 名	さきたま古墳公園内（さきたま広場）	
H29. 10 月	GYODA HALLOWEEN PARTY 開催。		

	市内商店街店舗に協力していただき、親子で仮装して各店舗をまわり、お菓子をもらうイベントを企画。		
H29. 12 月	平成 30 年中の実施計画を策定。 複数のまちおこし系イベントや、こども食堂事業の企画も含めて計画があがる。 これを機に NPO 法人化を決定。		
H30. 2 月	NPO 法人わわわ工房設立総会を実施。		
H30. 4 月	NPO 法人わわわ工房登記完了。		

※写真やチラシ等、活動内容が分かるものがあれば添付してください。

特定非営利活動法人わわわ工房定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わわわ工房という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県行田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次世代を担うこどもたちが、様々な経験を通して無限の可能性を伸ばし、それぞれが自主性を備えた社会の実現を目的とする。この目的のため、高齢者・障がいのある方などとのコミュニケーションの場や、音楽・芸術などに触れる機会、外国人との交流機会、まちづくりに主体的に取り組めるような機会の提供を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① まちづくり事業
 - ② ダイバーシティ教育・相互理解事業
 - ③ 文化教育事業
 - ④ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動及び事業を推進する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、活動を行う個人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事が別に定める入会申込書により申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 背信的行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、副代表理事を3名以内で置くこととする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け
る者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから代表理事が選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案

を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 議会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決

する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分

の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	野本 翔平
副代表理事	野口 智子
〃	野本 綾野
理事	入口 早栄子
〃	金谷 浩代
〃	二村 涼
監事	吉岡 隆秀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

年会費 3,000円

(2) 賛助会員

年会費 個人 : 一口 3,000円

団体・法人：一口 5,000円

(3) ボランティア会員
年会費 0円

平成30年度 事業計画書

特定非営利活動法人わわわ工房

1 事業実施の方針

こどもたちが多様な方々と触れ合える機会や、様々な経験のできる機会を創出する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 平成31年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 み額 (千円)
まちづくり事業	七夕まつり（名称未定） 七夕飾りと竹灯籠を作るイベント	7月上旬	浮き城の小 径及びその 周辺	10名	行田市内 の小学生 とその家 族	100名 8
	NEW GYODA COLLECTION 2018 古着を使ったこどもフ ァッションショー他	9/16 10～16時	さぎたま古 墳公園内さ きたま広場	25名	子育て世 代の家族	1,000名 120
	GYODA HALLOWEEN PARTY 2018 仮装をし商店街の店舗 をまわりお菓子をもら うイベント	10/28 13～16時	商工センタ ーと商店街 近辺	10名	未就学児 ～小学生 までのこ どもと家 族	30名 15
	わわわ食堂 （こども食堂事業）	7月から 毎月第 3火曜 日	リハビリデ イサービス センター美 咲郷	10名	こどもを 中心に、 親子や高 齢者も参 加可能	各回 20名程 度 18
ダイバーシティ 教育・相互理解事 業	実施予定なし					
文化教育事業	実施予定なし					
障害者総合支援 法に基づく障害 福祉サービス事 業	実施予定なし					

平成30年度 活動予算書
(成立の日から平成31年3月31日まで)

特定非営利活動法人わわわ工房
(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	75,000	135,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
まちづくり事業収益	90,500		
ダイバーシティ教育・相互理解事業収益	0		
文化教育事業収益	0		
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益	0	95,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			230,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
仕入高	18,000		
旅費交通費	20,000		
車両費	0		
水道高熱費	0		
地代家賃	0		
減価償却費	0		
保険料	25,000		
雑費	98,000		
その他経費計	161,000		
事業費 計		161,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		

(2)その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費 計		10,000	
経常経費計 (B)			171,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計 (C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正額		0	
経常外費用計 (D)			0
①当期正味財産増減額(A - B + C - D)			59,000
②設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額 (①+②)			59,000